

行政改革の実施状況

(「行政改革推進法」、「行政改革の重要方針」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ)

平成20年3月31日

行政改革推進本部

I. 行政改革推進法の実施状況

行政改革推進法の概要	区分	実施状況
<p>1. 政策金融改革</p> <p>○平成 20 年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を新たに設立する一の政策金融機関に担わせる（沖縄振興開発金融公庫については平成 24 年度以降に統合）。国際協力銀行の政府開発援助機能は独立行政法人国際協力機構に担わせる。</p> <p>○平成 20 年度末における新政策金融機関（沖縄振興開発金融公庫を含む）の貸付金残高の対 GDP 比が、平成 16 年度末の現行政策金融機関の貸付金残高の対 GDP 比の半分以下となるようにする。</p>	<p>法第 4 条 ～第 13 条</p>	<p>○国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を統合し、一の新政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫（以下「新公庫」という。）を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める「株式会社日本政策金融公庫法」及び同法の施行に伴い、関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める「株式会社日本政策金融公庫法案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、平成 19 年通常国会（第 166 回。以下同）において成立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新公庫の目的として、民業補完の趣旨を明記するとともに、行政改革推進法の規定により限定された機能を担い、危機対応に必要な金融を行うほか、当該必要な金融が民間金融機関により行われることを可能とすることを規定。 ・新公庫の業務の範囲について行政改革推進法の規定に則り規定。新公庫の成立後、政府は新公庫の業務の在り方について検討を加え、所要の措置を講ずる旨を規定。 <p>○国際協力銀行の海外経済協力業務を独立行政法人国際協力機構に移管する等の内容の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が、平成 18 年臨時国会（第 165 回。以下同）において成立。</p> <p>○平成 20 年度予算においては、平成 20 年 10 月の新体制への移行に向けて、行政改革推進法で定められた政策金融改革の取り組みが措置されている。</p>
<p>○商工組合中央金庫を完全民営化するものとし、平成 20 年度</p>	<p>法第 6 条</p>	<p>○商工組合中央金庫の完全民営化の実現に向けて、株式会社商</p>

<p>に、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずる。その5年後から7年後を目途として、政府出資をすべて処分する。</p>		<p>工組合中央金庫の業務の内容等を定めるとともに、特殊会社への組織転換の手続を定める「株式会社商工組合中央金庫法」が、平成19年通常国会において成立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協同組織から株式会社へ組織転換（特殊会社化）。 ・特殊会社化後、市場動向を踏まえつつ、概ね5年後から7年後を目途として、政府保有株式をすべて処分。処分後、直ちに「株式会社商工組合中央金庫法」を廃止するための措置その他必要な措置を講ずる旨を規定。
<p>○日本政策投資銀行を完全民営化するものとし、平成20年度に、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずる。その5年後から7年後を目途として、政府出資をすべて処分する。</p>	<p>法第6条</p>	<p>○日本政策投資銀行の完全民営化の実現に向けて、株式会社日本政策投資銀行（以下「新会社」という。）を設立するとともに、その業務の内容その他の事項を定める「株式会社日本政策投資銀行法」が、平成19年通常国会において成立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人を解散し、新会社を設立（特殊会社化）。 ・特殊会社化後、市場動向を踏まえつつ、概ね5年後から7年後を目途として、政府保有株式をすべて処分。処分後、直ちに「株式会社日本政策投資銀行法」を廃止するための措置その他必要な措置を講ずる旨を規定。
<p>○公営企業金融公庫を、平成20年度において、廃止し、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる。</p>	<p>法第7条</p>	<p>○公営企業金融公庫の廃止及び新たな仕組みの構築に必要な事項について定める「地方公営企業等金融機構法」が、平成19年通常国会において成立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人を廃止し、地方公共団体が自ら設立・運営する機構を設立。 ・業務範囲は、現公庫よりも絞込み、重点化。事業規模も、財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、段階的に適切な縮減を図る。
<p>○平成18年度から平成20年度までの間に初めて中期目標期間</p>	<p>法第14条</p>	<p>○独立行政法人が行う融資等業務（出資、直接融資、債務保証</p>

<p>が終了する独立行政法人が行う融資等業務、公益法人・特殊法人が行う融資等業務について、平成 18 年度に見直す。</p>		<p>等、利子補給) について、行政改革推進本部の行政減量・効率化有識者会議、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘を踏まえ、各主務大臣において作成された見直し案が、平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部の議を経て、決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 59 の融資等業務のうち、54%に当たる 32 業務を廃止・縮小。これを受けて、(独) 雇用・能力開発機構については「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成 19 年通常国会において成立、(独) 中小企業基盤整備機構については「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が平成 19 年通常国会において成立。 ・ 新規融資の規模について単年度平均で約 1,800 億円縮小。債務保証等のために設けられていた基金等のうち、余剰資金等約 180 億円の国庫返納等の効果が見込まれるところ。 <p>○公益法人の融資等業務(62 事業) については補助金等の交付により造成した基金の見直しと一体的に見直しを行った結果、直近 3 年以上実績がない事業などについて特段の事情がない限り廃止することとし、保証割合が 100%の債務保証事業について原則として部分保証を導入するなどの見直しを行うことを平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部において決定。また、特殊法人の融資等業務(9 事業) についても見直しを行い、事業の廃止などについて上記本部において決定。</p>
<p>2. 独立行政法人の見直し</p> <p>○平成 18 年度以降に初めて中期目標期間が終了する独立行政法人に関し、歳出縮減を図る見地から、業務の廃止・縮小・重点化等の見直しを行う。</p> <p>(※「行政改革の重要方針」における同様の規定による見直</p>	<p>法第 15 条 ～第 16 条</p>	<p>○中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る 23 の独立行政法人について、行政改革推進本部の行政減量・効率化有識者会議、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘を踏まえ、①国の歳出の削減等を</p>

<p>し及び「独立行政法人通則法」による見直しと併せて実施) ○融資等業務の見直し結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行う。</p>		<p>図る観点からの業務の廃止・縮小・重点化、②59の融資等業務（出資、直接融資、債務保証等、利子補給）のうち、54%に当たる32業務の廃止・縮小、③自動車検査独立行政法人の役職員（875人：平成18年1月現在）の非公務員化等を内容とする主務大臣において作成された見直し案が平成18年12月24日の行政改革推進本部の議を経て、決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標期間全体で約1,900億円のコスト（一般管理費＋業務費）削減効果が見込まれるところ。 ・23法人のうち唯一特定独立行政法人（公務員型）であった自動車検査独立行政法人の役職員の非公務員化については、「自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案」が平成19年通常国会において成立（平成19年4月1日施行）。 <p>○中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成19年中に得ることとされた35の独立行政法人について、行政改革推進本部の行政減量・効率化有識者会議、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘を踏まえ、①廃止（日本万国博覧会記念機構（大阪府の納得が得られれば、22年度までに独立行政法人としては廃止）、メディア教育開発センター、緑資源機構）②民営化等（通関情報処理センター、日本貿易保険、海上災害防止センター）、③非公務員化（統計センター（913人：平成19年1月現在）、国立病院機構（20年度中に結論が得られるよう所要の検証等を行う。）（48,352人：同左））等を内容とする主務大臣において作成された見直し案が平成19年12月24日の行政改革推進本部の議を経て、決定。</p> <p>○なお、上記中期目標期間終了時の見直し対象35法人を含む101の独立行政法人について、原点に立ち返り、事務・事業や組織の在り方等について見直しを行い、「独立行政法人整理合理化計画」を平成19年12月24日に閣議決定。</p>
---	--	--

<p>3. 特別会計改革</p> <p>○特別会計改革は、特別会計の廃止・統合、経理の明確化を図るとともに、特別会計の事務事業の合理化・効率化を図ることにより平成 18～22 年度を目途に計画的に推進する。</p> <p>○平成 18 年度からの 5 年間で、特別会計の資産、剰余金をスリム化し、総額 20 兆円程度の財政健全化への寄与を目指す。</p> <p>○特別会計の新設は、事務事業の合理化・効率化、財政の健全化に資する場合を除き、行わない。また、5 年ごとに存続の必要性を検討する。</p> <p>○特別会計の廃止・統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした情報開示のため、本法の施行後 1 年以内に法制上の措置を講ずる。</p> <p>○個々の特別会計につき、廃止及び統合、事務及び事業の効率化等改革の方向性を定める。</p>	<p>法第 17 条 ～第 41 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の廃止、統合等により、法人数を 101 から 85 に削減し、全事務・事業の 6 割以上を見直し。また、分野横断的な研究開発や安全・安心の確保の促進等、国民のニーズに適確に対応したサービスの提供を行うこととしているところ。 ・引き続き独立行政法人として業務を行うものについて、随意契約の見直しや 6,000 億円超（簿価）の資産処分を含む保有資産の見直し等による効率化を促進するとともに、人事管理や事後評価に対する内閣の一元的な関与の強化、関連法人との関係の透明化等を推進。 ・財政支出額を 1,569 億円削減（対前年度比、20 年度予算ベース）。 <p>○「特別会計に関する法律」に基づき平成 18 年度時点で 31 あった特別会計を平成 23 年度までに 17 に縮減することとしており、平成 20 年度において、特別会計の数を前年度から 7 縮減し、21 とした。</p> <p>○平成 20 年度予算においては、特別会計歳出のうち、特別会計の歳出総額から、特別会計間の重複計上額等のほか、国債償還費等、社会保障給付といった、特別会計改革とは別途議論すべきものを除外した、事務・事業に係る歳出を約 11.2 兆円とし、前年度対比で 0.3 兆円の削減。</p> <p>○「特別会計に関する法律」に基づき、財政投融资特別会計の積立金（金利変動準備金）9.8 兆円を取り崩し、国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高を圧縮。また、外国為替資金特別会計等、5 特別会計の剰余金等約 1.9 兆円を一般会計に繰入れ。</p>
--	----------------------------	---

<p>○特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、見直しを行う。</p>	<p>法第 20 条</p>	<p>○道路特定財源について、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）、「道路特定財源の見直しについて」（平成 19 年 12 月 7 日政府・与党）等に基づき、平成 20 年通常国会において関連法案を提出するなど、所要の見直しを実施。</p>
<p>4. 総人件費改革</p> <p>○総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、独立行政法人、国立大学法人等、特殊法人及び認可法人の役員及び職員についても、これに準じた措置を講ずることにより、これらの者に係る人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。</p>	<p>法第 42 条</p>	<p>○国・地方を通じ、定員・給与両面から改革を推進し、予算、地方財政計画に反映。</p> <p>①20 年度国家公務員人件費（一般会計及び特別会計の合計）53,252 億円（対 19 年度：▲457 億円）</p> <p>②20 年度地方財政計画上の給与関係経費（退職手当除く）198,206 億円（対 19 年度：▲3,077 億円）</p>
<p>○国家公務員（郵政公社職員を除く 68.4 万人）を平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上純減する。</p>	<p>法第 43 条</p>	<p>○国家公務員の定員純減について、以下のとおり取組み。</p>
<p>・国の行政機関の定員（33.2 万人）を平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上純減。その実現のため、国の事務及び事業に関し合理化及び効率化のための措置を講ずる。</p>	<p>法第 44 条 ～第 50 条</p>	<p>・行政機関 18 年 6 月「国の行政機関の定員の純減について」を閣議決定し、18 年度から 22 年度の 5 年間で▲5.7%（18,936 人）以上の定員純減を行うなど具体的純減方策を取りまとめ。18 及び 19 年度で▲3,631 人の定員を純減。20 年度は、19 年度（▲2,129 人）のおおむね 2 倍となる純減（▲4,122 人）を確保。</p>
<p>・自衛官の人員数（23.7 万人）について、国の行政機関の定員純減の例に準じて純減。</p>	<p>法第 44 条</p>	<p>・自衛官 18 及び 19 年度で▲1,078 人の実員を純減。20 年度は、教育・給食・整備・補給等の分野で業務の民間委託を進めるなど</p>

<p>・国会、裁判所、会計検査院、人事院の職員の定員（3.1万人）についても、各機関の特質等にも留意しつつ、行政機関に準じた取組を行うよう求める。</p> <p>○国の事務・事業の合理化及び効率化に伴う定員の改廃に当たり、関係する職員の異動を円滑に行うため、府省横断的な配置転換、職員研修を行う仕組みの構築、職員の採用抑制を講ずる。</p>	<p>重要4（1）</p> <p>法第45条</p>	<p>により、▲1,015人の実員を純減。</p> <p>・特別機関（国会、裁判所、会計検査院、人事院）業務の合理化・民間委託等の取組を実施。 （注）20年度の取組状況は以下のとおり。</p> <p>国会 ▲49人（18及び19年度：▲81人）</p> <p>〔衆議院（事務局・法制局） ▲18人（18及び19年度：▲39人） 参議院（事務局・法制局） ▲16人（18及び19年度：▲25人） 国立国会図書館 ▲15人（18及び19年度：▲17人）〕</p> <p>裁判所 +75人（18及び19年度：+153人） 会計検査院 ▲3人（18及び19年度：▲16人） 人事院 ▲11人（18及び19年度：▲8人）</p> <p>※裁判所については、裁判官等の裁判部門の要員確保を図る一方で、司法行政部門を中心に業務の見直しにより▲100人の定員削減、他に▲20人の内部振替を実施（18及び19年度：▲175人の定員削減、他に▲103人の内部振替）。</p> <p>○「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」を平成18年6月30日に閣議決定。配置転換対象職員数の見通しを2,908人と設定するとともに、内閣に国家公務員雇用調整本部（内閣官房長官を本部長、行政改革担当大臣等を副本部長とし、各省副大臣等で構成）を設置。同日、第1回雇用調整本部を開催し、19年度の各府省の受入れ目標数を728人と設定。翌年4月に748人の受入れを実施。平成19年3月2日に第2回雇用調整本部を開催し、平成20年度の各府省の受</p>
--	----------------------------	--

<p>○国家公務員の給与制度について、職務と責任に応じた給与の体系、国家公務員の給与と民間における賃金との比較方法の在り方その他の事項についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を18年度から講ずる。</p>	<p>法第51条</p>	<p>入れ目標数を704人と設定。これまでに783人の受入れが内定。平成20年2月29日に第3回雇用調整本部を開催し、平成21年度の各府省の受入れ目標数を678人と設定。</p> <p>○平成18年度から、①地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、②年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換、③勤務実績の給与への反映の推進等の給与構造改革を段階的に実施。</p> <p>○平成18年の人事院勧告において、民間給与をより適切に公務の給与に反映させるため、比較対象となる企業規模を100人以上から50人以上に改めるなど官民給与の比較方法を見直し。</p> <p>○平成19年度給与改定の取扱方針（平成19年10月30日閣議決定）において、『経済財政改革の基本方針2007』（平成19年6月19日閣議決定）等を踏まえ、人事院に対し、地域における官民給与比較の在り方を含め、民間給与のより一層の反映のための更なる方策について検討を要請。</p>
<p>○平成18年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政法人のうち、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないものは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させる。</p>	<p>法第52条</p>	<p>○平成18年度見直しにより、平成19年4月1日に自動車検査独立行政法人の役職員（875人）を非公務員化。</p> <p>○平成19年度見直しにより、統計センターの役職員（913人）の非公務員化を決定。また、国立病院機構の役職員（48,352人）の非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう所要の検証等を行うこととされたところ。</p>
<p>○独立行政法人等は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で平成17年度における額から5%以上減少させることを基本として、人件費を削減するよう取り組む。</p>	<p>法第53条 ～第54条</p>	<p>○独立行政法人について、国家公務員の定員の削減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、主務大臣は、各法人の中期目標を改定し、国家公務員に準じた人件費削減の取組を指示することとし、各法人の長は、その取</p>

<p>○政府は、地方公務員の総数が平成17年度から5年間で4.6%以上純減させたものとなるよう、地方公共団体に職員数の厳格な管理を要請し、協力する。</p>	<p>法第55条</p>	<p>組を含め中期計画を策定。</p> <p>○国立大学法人法に基づく法人について、国家公務員の定員の削減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、主務大臣は、各法人の中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を示し、各法人の長は、その取組を含め中期計画を変更。</p> <p>○特殊法人及び認可法人について、主務大臣より各法人に対して、国家公務員の定員の削減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請し、各法人は、要請を踏まえて人件費削減計画を策定。</p> <p>○主務大臣は、各法人の人件費削減の取組状況についての的確な把握等を実施。</p> <p>○独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において、各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこととされたところ。</p> <p>○地方公務員の総数は、平成19年4月1日現在で、295万1,296人であり、対前年比は、過去最大の▲47,106人(▲1.6%)の純減となり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において定められた、5年間で行政機関の国家公務員と同程度の定員純減目標(▲5.7%)に対して、2か年で▲3.0%の純減を達成。</p> <p>2か年(18及び19年度)の▲3.0%の純減数は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>全地方公共団体：▲90,826人</p> <p>うち都道府県：▲29,850人</p> <p>うち指定都市：▲13,119人</p> <p>うち市町村：▲47,857人</p> </div>
--	--------------	--

<p>○政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員に準じた措置等を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努める。</p> <p>政府は、人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、18年度中に結論を得て、20年4月を目途に必要な措置を講ずる。</p>	<p>法第 56 条</p>	<p>○平成 20 年度の児童及び生徒の減少に見合う自然減（▲1,300 人）を行った上で、行政改革推進法の範囲内で定数増（1,000 人）等を行うこととし、平成 20 年度義務教育費国庫負担金予算額に計上。</p> <p>○地方公共団体に対して、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日付総務事務次官通知）及び「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成 18 年 10 月 17 日付総務事務次官通知）により、地方における給与構造改革の着実かつ速やかな実施、地域民間給与の適切な反映等を要請。また、人事委員会に対して、公民較差算定等のガイドライン（平成 18 年 8 月 23 日）を通知し、公民較差のより一層精確な算定、公民比較の勧告への適切な反映、勧告内容等に対する説明責任の徹底等の取組を要請済み。</p> <p>○地方公共団体に対して、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について（平成 19 年 7 月 6 日付総務省自治行政局公務員部長、総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知）」により、「技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民にわかりやすく明示した取組方針を、19 年度中を目途に策定し公表すること」を要請。</p> <p>○地方公共団体の給与構造改革については、98.6%が実施済み。</p> <p>○公民給与の比較対象企業規模の見直し（100 人以上→50 人以上）については、すべての人事委員会が平成 18 年勧告におい</p>
---	----------------	---

<p>5. 国の資産及び債務に関する改革</p> <p>○財政融資資金貸付金残高の縮減の維持や国有財産の売却等により、国の資産の圧縮を図るとともに、民間の知見を活用して資産・債務の管理の在り方を見直す。</p> <p>○財政運営に当たっては、将来の国民負担を極力抑制し、市場金利変動等が財政運営に与える影響を極力抑制し、国の債務残高を抑制し、剰余金が過大にならないことを原則とする。</p> <p>○平成 27 年度末における国の資産の額（ただし、外国為替等、運用寄託金、公共用財産を除く）の対 GDP 比が、平成 17 年度末の半分にできる限り近づくことを長期的な目安として、国の資産を圧縮する。</p> <p>○国有財産について、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 売却可能と認められる国有財産の売却促進 (2) 国民負担軽減に資するか等を見極めつつ、証券化を検討 (3) 民間の知見を活用する仕組みの整備 (4) 庁舎の使用状況の監査と使用調整の徹底、余剰床の民間貸付 (5) 区画変更等による不整形地の売却の容易化 (6) 売却までの間の民間への一時貸付の推進 <p>○財政融資資金貸付金について、幅広い観点からその証券化の適否を検討する。</p> <p>○国債に関する施策について、民間の知見を活用して職員の専</p>	<p>法第 58 条 ～第 61 条</p>	<p>て見直しを実施。</p> <p>○人材確保法による教員給与の優遇措置の縮減に平成 20 年度から着手するとともに、主幹教諭の新たな級の創設、部活動手当の拡充等給与体系のメリハリ付けを行うこととし、平成 20 年度義務教育費国庫負担金予算額に計上。</p> <p>○「基本方針 2006」において、平成 27 年度末における国の資産規模の対 GDP 比の半減を目指し、国の資産を約 140 兆円規模で圧縮すること等の方針を決定。財務大臣が平成 19 年 3 月 27 日、国の資産・債務改革に関する「工程表」を取りまとめ、公表。</p> <p>○国有財産の売却・有効活用については、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議（以下、「有識者会議」という。）において、平成 19 年 6 月 15 日、「国有財産の有効活用に関する報告書」を取りまとめ、東京 23 区内の庁舎及び全国の宿舍の移転・再配置計画を策定。この計画により、全国で 382ha の跡地が捻出され、その売却収入の目安を 1 兆 6,400 億円と試算。 ・さらに、平成 19 年 11 月 30 日、有識者会議において「宿舍・庁舎の跡地の有効活用の基本方針」を取りまとめ、跡地の類型ごとの処分方針を明確化し、売却等に民間提案を活かす仕組みの一つとして、企画提案内容と価格の二段階で審査する二段階一般競争入札を具体化。 ・政府出資の売却については、平成 19 年度において、石油資源開発（株）の株式売却を実施し、売却収入は約 848 億円、また、日本アルコール産業（株）の株式売却を実施し、売却収入は約 145 億円。
---	----------------------------	--

<p>門的能力を向上させ、その充実を図る。</p> <p>○企業会計の慣行を参考とした財務書類の整備を促進する。</p> <p>○国の資産・債務改革について、財務大臣が、平成 18 年度中に、具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券化についての検討、庁舎の使用状況の監査と使用調整の徹底、余剰床の民間貸付の解禁、国有財産法改正による交換制度を利用した不整形地の売却の容易化、売却までの間の民間への一時貸付の推進について、平成 18 年度に実施済。 <p>○財政投融资については、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化により、平成 19 年度財政投融资計画 14 兆 1,622 億円→平成 20 年度財政投融资計画 13 兆 8,689 億円。 ・財政融資資金の証券化については、①検討会を開催するなど、民間の知見を活用した上で基本スキームを設計、②平成 20 年度予算において所要の予算（最大 5000 億円）を確保、③平成 20 年 2 月に初回発行として 1000 億円の証券化を実施。 <p>○国債管理政策については、民間有識者等をメンバーとする懇談会等を通じた市場との対話や、民間金融専門家の積極的な採用を通じて得た民間の知見を活用し、平成 19 年度においては、40 年債の発行、新型窓販の導入等の施策を実施。</p> <p>○公会計については、平成 18 年度に引き続き、平成 19 年 11 月、「省庁別財務書類の作成基準」における政府出資等の評価方法の見直し等を実施。また、特別会計に関する法律に基づく「特別会計財務書類の作成基準」を告示し、さらに、財務書類の作成・公表の早期化を図るため、平成 20 年度よりシステム開発を行うこととし、そのための必要な措置を実施。</p> <p>○財政運営原則については、左記の 4 原則も踏まえ、平成 20 年度予算においては、「基本方針 2006」で定められた歳出改革をその 2 年目においても確実に実施。新規国債発行額については、25.3 兆円にとどめ、4 年連続の減額を実現。また、「特別会計に関する法律」等に基づき、特別会計における剰</p>
---	---

<p>○地方公共団体においても、資産債務の実態を把握し、管理体制の状況を確認するとともに、改革を推進するための具体的な施策を策定する。また、地方公共団体に対し、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他財務書類の整備に関し必要な情報の提供等を行う。</p> <p>6. 公務員制度改革</p> <p>○能力・実績に基づく人事管理、退職管理の適正化について、できるだけ早期に具体化のため必要な措置を講ずる。</p> <p>○公務員の労働基本権、人事院制度、給与制度その他公務員に係る制度の在り方について、国民の意見に十分配慮して、幅広く検討を行う。</p>	<p>法第 62 条</p> <p>法第 63 条</p>	<p>余金等約 1.9 兆円を一般会計に繰り入れるとともに、財政投融资特別会計の積立金（金利変動準備金）9.8 兆円を取り崩し、国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充当。</p> <p>○平成 19 年 10 月 17 日に、公会計のモデル及びその作成要領を地方公共団体に示すとともに、公会計の整備推進を要請。</p> <p>○平成 20 年 2 月 15 日に、地方公共団体の資産・債務改革の取組状況（公社・三セクを含む。）に関する調査を実施。調査に併せて国の取組を地方公共団体に情報提供。</p> <p>○能力・実績主義による人事管理の徹底、退職管理の適正化等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 108 号）が平成 19 年通常国会において成立。</p> <p>○官房長官の下に開催する「官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会」（座長：田中一昭拓殖大学名誉教授）で平成 19 年 12 月に取りまとめられた「官民人材交流センターの制度設計について（報告）」を踏まえ、平成 20 年中に官民人材交流センターを設置するべく所要の準備を行っているところ。</p> <p>○公務員の労働基本権については、行政改革推進本部令により設置された行政改革推進本部専門調査会（座長：佐々木毅学習院大学法学部教授）において検討を行い、平成 19 年 10 月に報告が取りまとめられた。</p> <p>○総理の下で「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」（座長：岡村正東芝取締役会長）を開催し、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を行い、平成 20 年 2 月に報告書が取りまとめられた。報告書</p>
--	-------------------------------	---

<p>○国と民間企業との人事交流を促進するため必要な措置を講ずる。</p> <p>7. 規制改革</p> <p>○金融、情報通信技術、出入国管理、社会福祉、労働、土地測量その他の分野における規制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>8. 競争の導入による公共サービスの改革</p> <p>○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく改革を推進する。</p>	<p>法第 64 条</p> <p>法第 65 条</p>	<p>の趣旨を踏まえ、公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案（「国家公務員制度改革基本法案」（仮称））を平成 20 年通常国会（第 169 回。以下同）に提出予定。</p> <p>○交流元企業と雇用関係が継続している者の交流採用を可能にするための官民人事交流法を改正（平成 18 年 9 月 20 日施行）。</p> <p>○官民交流の抜本的拡大を図るため、総務省において、国・経済界・有識者等からなる官民人事交流推進会議を平成 19 年度から開催。 同会議での議論を踏まえた促進方策の実施及び同会議を活用した促進方策の検討を更に進める予定。</p> <p>○平成 19 年 5 月 30 日、規制改革会議の第 1 次答申。同年 6 月 22 日、同答申に記されている具体的施策等を踏まえ、750 項目の規制改革事項を盛り込んだ規制改革推進のための 3 か年計画を策定。</p> <p>○平成 19 年 12 月 25 日、規制改革会議の第 2 次答申。平成 20 年 3 月 25 日、同答申に記されている具体的施策等を踏まえ、規制改革推進のための 3 か年計画を改定。</p> <p>○平成 18 年 5 月 26 日に成立した「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という。）が同年 7 月 7 日に施行され、同日、官民競争入札等監理委員会（委員長：落合誠一中央大学法科大学院教授）を内閣府に設置。</p>
---	-------------------------------	--

<p>9. 公益法人制度改革</p> <p>○「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の適切な運用を確保する。</p> <p>10. 政策評価の推進</p> <p>○内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進する。</p>	<p>法第 66 条</p> <p>法第 67 条</p>	<p>○公共サービス改革法に基づき、①公共サービス改革に関する政府の基本的な考え方、②官民競争入札等の対象とする業務を内容とする「公共サービス改革基本方針」を平成 18 年 9 月 5 日に閣議決定。その後、3 度にわたり対象事業の追加等のため基本方針を改定（閣議決定）。</p> <p>○上記基本方針改定を踏まえ、「公共サービス改革法」の一部改正法（不動産登記法等の特例規定の整備）が平成 19 年通常国会において成立。また、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、公共職業安定所の職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務のうち、一定のものを民間事業者に委託することができることとするための措置を講ずるための「公共サービス改革法」の一部改正法案を平成 20 年通常国会に提出。</p> <p>○公益法人制度改革関連 3 法が、平成 18 年通常国会において成立。</p> <p>○平成 19 年 4 月から内閣府に公益認定等委員会が発足。同委員会の答申に基づき平成 19 年 9 月に関連の政令・内閣府令を制定するなど、平成 20 年 12 月の新制度の全面施行に向けた準備を推進。</p> <p>○各府省は内閣総理大臣施政方針等に示された内閣の重要政策に関する評価について、評価を重点的かつ効率的に実施。</p> <p>○「経済財政改革の基本方針 2007」に基づき、政策評価の重要対象分野の選定及び関係府省における評価の実施を推進。</p>
---	--	--

<p>11. その他横断的事項</p> <p>○政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う。</p>	<p>法第2条</p>	<p>○左記の考え方に基づき、総人件費改革については、「国の行政機関の定員の純減について」を平成18年6月30日に閣議決定。また、市場化テストの推進に当たっても、事業仕分けの趣旨を踏まえて、廃止や官民競争入札等の対象事務の選定を行うことなどを盛り込んだ「公共サービス改革基本方針」を平成18年9月5日に閣議決定。その後、3度にわたり対象事業の追加等のため基本方針を改定（閣議決定）。</p>
---	-------------	---

※ 行政改革の重要方針の項目であっても、行政改革推進法の項目と合わせて掲げているものがある。

II. 既往の閣議決定の実施状況

(「行政改革の重要方針」、「今後の行政改革の方針」(行政改革推進法の対象事項はIに記述))

既往の閣議決定の概要	区分	実施状況
<p>1. 政府関係法人の見直し (1) 特殊法人等改革 ○引き続き、「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進める。 ○特殊法人等から移行した独立行政法人について、事業の廃止・縮小・重点化等を通じて財政支出の縮減を図る。</p> <p>○公営競技関係法人及び総合研究開発機構について、事業及び組織形態について講ずべき措置を決定。</p> <p>(2) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等 ○「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)に基づき、中期目標期間の終了時において、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。</p>	<p>方針1(3)</p> <p>重要2(2)</p> <p>方針1(2) 重要2(1)</p>	<p>○これまでに、改革対象163法人のうち148法人について、既に、廃止、民営化、独立行政法人化等に向け、法制上の措置その他必要な措置を講じたところ(現状維持とされた6法人を除く今後措置予定の9法人についての措置内容は決定済み)。特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づく組織形態・事業の徹底した見直しにより、一般会計及び特別会計合わせて、約2兆円の削減効果。</p> <p>○「行政改革の重要方針」において決定された方針に沿って、法改正等を行い、事業及び組織形態について、所要の措置を講じたところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本中央競馬会：業務運営の一層の効率化 ・地方競馬全国協会：地方共同法人化(平成20年1月1日) ・日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会：1つの指定法人に事業承継(前者は平成19年10月1日、後者は平成20年4月1日予定) ・日本船舶振興会：指定法人化(平成19年10月1日) ・総合研究開発機構：財団法人化(平成19年11月29日) <p>○「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、平成15年度には独立行政法人教員研修センターについて見直しを実施し、また、平成16及び17年度には、平成17年度末までに中期目標期間が終了</p>

<p>○国家公務員以外が業務を担う場合の問題点を説明できない場合、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を進める。 (※「行政改革推進法」における同様の規定による見直し及び「独立行政法人通則法」による見直しと併せて実施)</p>		<p>する 56 法人について見直しを実施し、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘を踏まえ、①56 法人を 42 法人に整理・統合、②56 法人のうち公務員型 51 法人について役職員の身分を見直し、44 法人（職員約 12,000 人）を非公務員化、③個別の事務・事業の廃止・重点化等による合理化等の見直し内容を行政改革推進本部の議を経て主務大臣が決定。</p> <p>○法律改正が必要な事項については、平成 17 年度の見直しにより統合が決定された法人を除き、所要の法案を平成 18 年通常国会に提出、成立。</p> <p>○平成 17 年度の見直しにより統合が決定された法人（(独) 農林水産消費技術センター、(独) 肥飼料検査所及び(独) 農薬検査所の統合、(独) 森林総合研究所及び(独) 林木育種センターの統合、(独) 国立博物館及び(独) 文化財研究所の統合）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律」が平成 19 年通常国会において成立（平成 19 年 4 月 1 日施行）。 ・「独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律」が平成 19 年通常国会において成立（平成 19 年 4 月 1 日施行）。 <p>（※平成 18 年度、平成 19 年度の取組については、前述〔行政改革推進法第 15 条関係〕）</p>
<p>(3) 行政代行法人等の見直し</p> <p>○官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成 18 年度末までに以下の法人について所要の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別の法律により設立される民間法人 	<p>方針 1 (4) 重要 2 (4)</p>	<p>○特別の法律により設立される民間法人(37 法人)については、「行政改革の重要方針」において見直し内容を決定。検査・検定手数料の引下げ、民間参入促進措置の実施、経常的経費に対する補助金や委託費の削減等の措置について取組を開</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の特別の法律により設立される法人 ・ 法令等に基づき、国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人 ・ 補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人 <p>2. 社会保険庁改革</p> <p>○平成20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直しを行い、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。</p>	<p>重要6(1)</p>	<p>始。</p> <p>○その他の特別の法律により設立される法人(11法人)については、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」を平成18年8月15日に閣議決定。また、経常的経費に係る補助金を今後5年間で10%削減、監査体制の強化等による補助金の第三者への分配・交付の効率化・透明化等の見直しを平成18年12月24日行政改革推進本部において決定。</p> <p>○国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」を平成18年8月15日に閣議決定。同基準により、指定等基準の明確化や料金・積算根拠のインターネットによる公開等の見直しを平成20年3月31日行政改革推進本部において決定。</p> <p>○補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人(71法人121基金)については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を平成18年8月15日に閣議決定。同基準等に基づき見直しを行い、補助金等の国庫返納等について平成18年12月24日行政改革推進本部において決定。次回の見直しが行われる平成21年度までに、約2,300億円の国庫返納が行われる予定。</p> <p>○政管健保の公法人化(「全国健康保険協会」の設立)について盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年通常国会において成立。</p> <p>○年金新組織(「ねんきん事業機構」(厚生労働省の特別の機関)の設置)について盛り込んだ「ねんきん事業機構法案」を平</p>
--	---------------	--

<p>○年金福祉施設等については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において整理合理化を進めるとともに、年金福祉施設等の運営等が委託されている公益法人についても、廃止・統合等の抜本的な見直しを速やかに進める。</p> <p>3. 行政効率化</p> <p>○各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」(平成11年4月27日閣議決定)の取組を引き継ぎ、関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進する。</p> <p>○各府省は、毎年予算案決定後、行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行</p>	<p>重要6(5)</p> <p>方針2 ア</p>	<p>成18年通常国会に提出、同年臨時国会において廃案。</p> <p>○年金の財政責任・管理責任は国が担う一方、その運営業務は非公務員型の新法人に担わせること(「日本年金機構」の設立)について盛り込んだ「日本年金機構法」が平成19年通常国会において成立。</p> <p>○平成19年8月、日本年金機構の職員の採用及び業務の委託の基本的事項について、学識経験者の意見を聴くため、内閣官房において「年金業務・組織再生会議」を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同会議は平成19年10月、日本年金機構の「職員の採用についての基本的な考え方」について(中間整理)を公表。 ・同会議は平成19年12月、日本年金機構の「外部委託の推進についての基本的な考え方」について(中間整理)を公表。 <p>○年金福祉施設等については、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、5年間で整理合理化を実施。</p> <p>○平成20年2月7日に行政効率化関係省庁連絡会議を開催し、各府省より行政効率化推進計画等の取組実績について報告を受け、取りまとめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な取組の平成20年度予算における削減効果は▲1,175億円(取組開始後の累計額)。平成20年度における純増分は▲569億円。内訳は、 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>随意契約の見直し</td> <td style="text-align: right;">▲382億円</td> </tr> <tr> <td>電子政府関係の効率化</td> <td style="text-align: right;">▲104億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">等</td> </tr> </table>	随意契約の見直し	▲382億円	電子政府関係の効率化	▲104億円		等
随意契約の見直し	▲382億円							
電子政府関係の効率化	▲104億円							
	等							

<p>う。</p> <p>4. 電子政府</p> <p>(1) 電子政府の推進</p> <p>○「電子政府構築計画」に盛り込まれた施策を着実に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の利便性・サービスの向上のため、オンライン利用促進及び行政情報の提供の充実、利便性の向上を図る。 ・業務・システムの最適化（効率化・合理化） <p>(2) 電子自治体の推進</p> <p>○行政手続のオンライン化に係る地方公共団体の取組を一層促進する。</p>	<p>方針5(1)</p> <p>方針5(2)</p>	<p>公用車の効率化については、必要性の厳格な見直しにより、削減台数を大幅に積増し。</p> <p>平成25年度までの削減台数（累計） 約600台→約890台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度における公共事業コストの縮減効果は▲5,323億円。 <p>○平成19年3月に改定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、引き続きオンライン利用を促進。</p> <p>○電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続きのワンストップサービスを平成18年4月に開始し、各府省の手続きの移行を実施中（平成20年3月末現在、11府省が実施）。</p> <p>○最適化対象の業務・システムのうち84分野について最適化計画を策定。引き続き最適化を推進。</p> <p>○「地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様（第二版）」を策定し、地方公共団体に提示。</p> <p>○申請・届出、入札、歳入、地方税の申告手続等の電子化の推進について地方財政措置を実施。</p> <p>○各地方公共団体におけるオンライン化及びオンライン利用促進に向けた取組の参考となるよう、平成18年7月に「電子自治体オンライン利用促進マニュアル」を策定し、地方公共団体に提示。</p> <p>○「地方公共団体における電子申請等のモバイルサイト構築マニュアル」を作成し、携帯電話を活用した電子申請システム</p>
--	-----------------------------	--

<p>○電子自治体業務の標準化・共同化など業務改革を推進するとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用の「共同アウトソーシング」を推進する。</p> <p>(3) 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進</p> <p>○各府省庁所管のオンライン手続において、できる限り早期に、公的個人認証サービスの利用を開始。また、地方公共団体に対しても必要な支援を促進する。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を促進する。</p> <p>○国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークは、原則霞が関WAN・総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用する。</p> <p>(4) 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進</p> <p>○「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」を策定し、各府省庁の情報セキュリティ水準の斉一的な引き上げを図る。</p> <p>○電子政府の基盤法制である行政機関個人情報保護法等の適切かつ厳格な運用を行う。総務省は、法の施行状況について報告を求めること等により、適正な運用の確保を図る。</p>	<p>方針5(3)</p> <p>方針5(4)</p>	<p>構築の手法を地方公共団体に提示。</p> <p>○共同処理センターにおいて活用する電子申請等の各種アプリケーションの開発、共同処理センターの設置に対する地方財政措置を実施。</p> <p>○各府省の電子申請システムについては、公的個人認証サービスに一部対応。また、平成19年10月1日現在、47都道府県と一部の市区町村における各種手続において公的個人認証サービスに対応。</p> <p>○国の行政機関等に対して、住基ネット利用の働きかけを行っているところ。労災障害補償年金の支給事務について住基ネットの利用を検討中。</p> <p>○霞が関WAN・LGWANの活用を検討しているシステムについて、最適化計画等に基づいて、活用のための必要な措置を実施。</p> <p>○「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(政府機関統一基準)に基づき、各府省庁において当該省庁の情報セキュリティポリシーを改訂し、情報セキュリティ対策を推進。内閣官房において、各府省庁からの報告を基に対策実施状況を把握しているほか、各府省庁の端末とウェブサーバ及びメールサーバについて重点検査も実施。</p> <p>○各行政機関及び各独立行政法人等においては、監査・点検、職員に対する教育研修等、所要の措置を実施。総務省は、法の施行状況について報告を求めること等により、適正な運用を確保。</p>
---	-----------------------------	--

<p>5. 地方分権の推進</p> <p>(1) 市町村合併の推進</p> <p>○与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。</p> <p>(2) 地方行革の推進</p> <p>○社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を平成16年度末までに策定する。</p> <p>また、定員・給与等の人事運営の状況、民間委託等の実施状況、財務状況について、他の団体と比較可能な形での公表を地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成17年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。</p>	<p>方針8(1)</p> <p>方針8(2)</p>	<p>○平成17年4月以降においても、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）に基づき、引き続き市町村合併を積極的に推進。</p> <p>○平成11年3月末に3,232あった市町村は、平成20年3月末には1,793となるなど、市町村合併は相当程度進展。合併新法下における合併は19件が実現。</p> <p>○総務省において、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）を策定し、各地方公共団体に対し「集中改革プラン」の公表をはじめとした行政改革の積極的な推進を要請。</p> <p>○また、地方行革の更なる推進のため「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）を策定し、「総人件費改革」、「公共サービス改革」及び「地方公会計改革」の3つの改革について、一層の行政改革の推進に努めるよう要請。</p> <p>○上記指針にて要請した項目について、各団体の取組状況を団体間で比較可能な形で、平成19年度も公表（平成19年9月21日公表）。</p> <p>○地方公共団体における民間委託の推進や指定管理者制度の活用、事務事業の再編・整理等の代表的な行政改革の取組事例を取りまとめた「行政改革事例集」を平成19年度も作成し、地方公共団体に周知。</p>
---	-----------------------------	---

